

二 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の二第三項の規定に基づく金融庁長官が別に定める有価証券の貸付けを定める件（平成十年大蔵省告示第二百二十五号）

改正案	現行
<p>中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の第三項に規定する金融庁長官が別に定める有価証券の貸付けは、確実な担保を徴することができる有価証券の貸付け（組合員（信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）にあつては会員。以下同じ。）に対するものを除く。）及び確実な担保を徴することができるもの以外の貸付期間が一年を超えない有価証券の貸付け（組合員に対するものを除く。）とする。</p>	<p>中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の二第三項に規定する金融庁長官が別に定める有価証券の貸付けは、確実な担保を徴することができる有価証券の貸付け（組合員（信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）にあつては会員。以下同じ。）に対するものを除く。）及び確実な担保を徴することができるもの以外の貸付期間が一年を超えない有価証券の貸付け（組合員に対するものを除く。）とする。</p>